

消防・防災



救急車の適正利用にご協力を

消防局管内では平成29年中、25台の救急車で38,234件の救急出場を行いました。中には、入院や通院のための利用や緊急性が低いケースもありました。

不適正な利用が増えると、緊急で本当に救急車を必要としている人への到着が遅れてしまいます。119番通報する前に、本当に救急車で病院に行かなければならないのか、もう一度考えてみてください。

▶ 次の場合はすぐに119番通報を!!

重大な病気の可能性があります。

- ・ 突然の激しい頭痛
- ・ 顔半分が動きにくい
- ・ 手足に力がはいらない
- ・ ろれつが回らない
- ・ 胸や背中中の激痛
- ・ 急な息切れや呼吸困難
- ・ 胸が締め付けられる、または圧迫される
- ・ 急に意識がなくなった など

救急車はいのちをつなぐ乗り物です。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

(救急課 ☎363-2360)

消防をかたる不審な電話にご注意を

消防をかたり個人情報などを聞きだす不審な電話による相談が多く寄せられています。次のような電話がありましたら十分ご注意ください。

▶ 事案1

「一人暮らしの高齢者宅に防災グッズを送付します。一人暮らしですか?」と個人情報を聞き出そうとする。

▶ 事案2

住所や氏名、家族構成などの個人情報を聞かれた。

▶ 事案3

「一人暮らしですか? アンケートを送ったので記入して送り返してください。」と言われた。

消防局では住所、氏名、世帯情報などの個人情報を電話で尋ねることはありません。防災グッズの送付などを行うこともありませんので、消防をかたる不審な電話には十分注意をお願いします。

消防をかたる不審な電話があったら、お近くの消防署にご相談ください。

| | |
|---------|-----------|
| 中央消防署 | ☎371-0119 |
| 東消防署 | ☎367-0119 |
| 西消防署 | ☎325-0119 |
| 南消防署 | ☎212-0119 |
| 北消防署 | ☎327-0119 |
| 益城西原消防署 | ☎286-2119 |

生活の水使用量

(1人1日あたり)

節水チャレンジ!

平成29年度
(2月)

目標 218ℓ
(平成30年度までに)

223ℓ

熊本市の水道水源は100%地下水です。
貴重な資源を未来に残すため、水を大切に使いましょう。

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。

上下水道・環境



平成29年度分地下水採取量報告書の提出を

「熊本県地下水保全条例」に基づき調査対象井戸所有者の方に、平成29年度分の報告書を郵送しますので、提出をお願いします。

- ▶ 提出物 ①地下水採取量報告書【必須】
②変更・廃止届【該当する場合】
※採取量が3万m³を超える場合または県の許可を受けている場合は、別途書類提出が必要になります。水保全課へご連絡ください。(農業用井戸を使用している方を除く)

▶ 提出先 4月27日(必着)までに持参または郵送で〒860-8601水保全課へ
詳しくは、熊本県環境立県推進課(☎333-2272)へ。

(水保全課 ☎328-2436)

補助制度を利用して自宅に雨水貯留タンクを設置! 屋根に降った雨水も、有効活用!



タンクにたまった雨水は、家庭菜園や洗車、庭木の水やりなどに利用でき、非常時にはトイレの洗浄水などに役立てることもできます。

- ▶ 補助額 設置にかかる費用の2分の1
(雨水貯留タンク: 上限3万5千円)
(雨水貯留槽: 上限7万円)
- ▶ 対象 自宅に雨水貯留タンク(合計200リットル以上)を設置する方、公共下水道への接続などで使わなくなった浄化槽を雨水貯留槽に転用して再利用する方
- ▶ 申込み 事前に区役所総務企画課または水保全課(☎328-2436)へ

民間事業者との災害用井戸協定を締結しています

今後の大規模な災害に備えるため、市内に井戸を所有する民間事業者37社と新たに「災害時における井戸水の提供に関する協定」を締結しました。地震などの災害により広域的な断水が発生した場合に、上水道が復旧するまでの間、井戸水を応急用の飲料水および生活用水として提供するためのものです。(個人所有の井戸との協定は行っていません。)

- ▶ 協定を締結している事業所
中央区27か所、東区15か所、北区15か所、南区22か所、西区9か所、合計88か所(1月26日現在)
詳しくは、市ホームページへ。
(水保全課 ☎328-2436)

下水道使用開始・廃止の届出をお忘れなく

水道水や井戸水・温泉水などを使う方が下水道に接続して汚水を流し始めたときは使用開始の届出、転居などで使用を廃止するときは使用廃止の届出が必要です。

また、井戸水などを使用しているメーター設置がない一般家庭は、使用人数や用途が変わった際に届出が必要です。

※水道水のみ、または水道水と井戸水などを併用して使う場合、下水道使用料は水道料金と合わせて請求します。

詳しくは、料金課お客さまセンター(☎381-1118)へ。

下水道法に基づく特定事業場の管理者は次の場合は氏名変更届などの届出を

- ・ 代表者名または会社名を変更した
 - ・ 特定施設を入れ替えた
 - ・ 事業を廃止した
 - ・ 建物を建て替えた など
- 詳しくは、水再生課(☎381-1157)へ。

生活雑排水は適切に処理していますか

生活雑排水(風呂や台所などの排水)がどう処理されているか確認してみましょう。未処理のまま放流すると、公共用水域や地下水の水質汚濁につながります。熊本の豊かな水資源を後世に引き継ぐためにも、合併処理浄化槽への転換をお願いします。(下水道処理区域では下水道に接続してください。)

詳しくは、浄化対策課(☎328-2366)へ。

微小粒子状物質(PM2.5)の濃度が高くなる季節です

本市では偏西風が強まる春先から梅雨入り前までにかけて、PM2.5の濃度が高くなる傾向があります。一日あたりのPM2.5の値が国の定めた暫定指針値(日平均70マイクログラム/立方メートル)を超えると予想される場合には、県から注意喚起のために「PM2.5のお知らせ」が発表されます。注意喚起の情報は、県や市ホームページのほか「熊本市災害情報メール」(登録制)で皆さんへお知らせします。

詳しくは、市ホームページへ。

(環境政策課 ☎328-2427)

ノーマイカー通勤デー・パレード

温室効果ガス排出抑制のため、地球環境保全のために行動する日「アースデイ」にあわせ、ストップ温暖化県民総ぐるみ運動の一環としてノーマイカー通勤デー・パレードを行い、公共交通機関や自転車の利用・マナー向上を呼びかけます。

- ▶ 日時 4月18日(水) 午前7時半~8時半
※小雨決行

▶ 場所 白川公園(集合)~市庁舎前
詳しくは、アースウィークくまもと2018実行委員会:熊本YMCA(☎353-6397)または環境政策課(☎328-2427)へ。



使用済み小型家電の拠点回収を拡充します

平成30年4月より使用済み小型家電の回収対象品目を新たに「電気カミソリ(電気シェーバー)・ICレコーダー・電子体温計・メモリーカード類・電子手帳・PDA・電子書籍専用端末・バリカン・PHS」の9品目追加し、回収日を常時とします。(※各施設閉館日を除く。)

詳しくは、平成30年度版ごみ・資源収集カレンダーまたは市ホームページへ。
(廃棄物計画課 ☎328-2359)

白色トレイの拠点回収を終了

白色トレイの拠点回収は、平成30年3月末で終了となりました。長い間、回収にご協力頂きありがとうございました。今後は、プラスチック製容器包装の日にごみステーションへ出してください。

(廃棄物計画課 ☎328-2359)